

ユニチカ跡地(豊橋事業所)住民訴訟

…なぜ、住民訴訟になったのか

その法律上の争点は何か…

ユニチカ跡地の返還を求める市民の会
事務局長 鈴木正廣

「ユニチカ跡地の返還を求める会」(以下、市民の会)は、今年5月22日(土)に設立され、6月2日(木)に「市民の会」会員ら695人が豊橋市監査委員に住民監査請求をしました。テレビ・新聞で大々的に取り上げられ注目されました。その後、豊橋監査委員の監査結果が7月25日付で送付されてきました。監査結果は、「棄却」でした。「市民の会」として、「棄却」は想定していましたので、直ちに住民訴訟の準備に入り、「市民の会」代表世話人の3人を発起人として「ユニチカ跡地住民訴訟原告団」を130人で結成しました(8/20、宮入興一原告団長)。そして、8月23日(火)、佐原光一豊橋市長を被告として、63億円の損害賠償をユニチカに請求するよう求めて名古屋地方裁判所に提訴しました(長屋誠弁護士他7人)。これだけ多くの市民で原告団が結成され、豊橋市長を被告として提訴した本件は豊橋市政110年の歴史上初めてのことです。なぜ、市民の動きが活発化したのか。その辺りから見てみたいと思います。

ユニチカ跡地問題は、佐原市政の根幹が問われる大問題

いま、豊橋市民の中で、ユニチカ跡地について大きな関心の目が寄せられています。なぜか、それは佐原市長による市民と議会の無視・軽視に最大の理由があると思います。ユニチカ跡地、27万㎡という豊橋市街地に唯一残る広大な土地は、歴史的に議会で大論議が交わされてきた土地です。公文書公開請求

(鈴木)をしたところ、昭和25年当時から議会関係文書が286ページも公開・提供されました。大日本紡績(現ユニチカ)と豊橋市が契約を交わしたのは昭和26年3月ですが、15年後の昭和41年2月には当時の河合陸郎市長とユニチカが「疑義事項協議書」を交わして、その土地の扱いについて再度確認しています。平成18年9月定例議会では、当時の早川勝市長が契約書にかかわって弁護士と相談したことを明らかにし、議員の質問に誠実かつ歴史的事実を踏まえて答弁しています。しかし、佐原市長は、まったく違います。議員の質問には一切答弁に立ちませんでした。しかも、ユニチカからの4項目文書(平成26年10月9日付)を市民の代表である市議会議員にさえ知らせなかったのです。1年後、ユニチカが土地売却した日にFAX1枚、市議会議員に送っただけという事実は驚きの一言です。ユニチカ跡地売却問題は、佐原市政の根幹が問われる大問題です。

住民訴訟の法律上の争点は極めてシンプル

名古屋地裁に提出した訴状は12頁、証拠説明書236枚(甲1~15号証)にもなります。しかし、その争点は極めてシンプルです。豊橋市議会の議決を経て昭和26年4月3日、豊橋市と大日本紡績株式会社(現ユニチカ)で契約書を結んでいます。その契約第12条で「甲(ユニチカ)は将来(中略)敷地の内で使用する計画を放棄した部分は之を乙(豊橋市)に返還する」。この契約書の文言をどう解釈するのか。これ

が最大の法律上の争点です。

監査結果(棄却)の契約第12条の解釈は、「…大企業であった大日本紡績株式会社が全面撤退する事態など想定できず、それを前提とした条項を設けることなど考えられなかったため、本条は全面撤退を意味したものでなく、(中略)敷地の一部返還を定めたものであるとの市の解釈は妥当なものと判断する」。つまり、豊橋市および監査委員の解釈は、一言で言うと「一部使わなくなれば豊橋市に返さなければならない。でも全部使わなくなったら売り払ってその代金を自分のものにしてかまわない」というものです。子供にでも分る、論理のゴマカシです。

豊橋市の契約12条の解釈は到底成り立たない …一部であれ、全部であれ使わなくなれば 豊橋市に返さなければならない…

契約書には「一部とか全部とか」の文言は一切ありません。普通の企業間取引であれば一部、全部を区別せず返すべき契約解釈となるに決まっています。また、契約書に豊橋市はユニチカに諸便益を供与するとしています。しかも土地は無償譲渡です。こうした契約の趣旨から「一部、全部を区別することなく使わなくなったら返す」というのが自然かつ当然のことです。さらに、これまでの豊橋市の議会答弁です。早川勝元市長は当時(平成18年9月定例議会)で、弁護士と相談の上、「全く違う企業がきたときに、(中略)市としてどうぞお返しくださいと、(以下略)」と答弁しています。

ユニチカ跡地住民訴訟とは…

ユニチカは契約上の義務を履行せず積水ハウスに63億円で売却しました。豊橋市はユニチカに対する土地返還請求権の管理を怠り履行不能となってしまいました。この履行不能に基づく損害賠償請求権として豊橋市長は63億円の代金をユニチカに請求しなさいという裁判です。

